

災害時等における水道施設緊急修繕対応に関する協定書

亀岡市（以下「甲」という。）と亀岡市管工事業組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害又は大規模事故（以下「災害等」という。）により、甲の所管する水道施設が被災した場合における緊急修繕対応（以下緊急対応という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合に、甲が所管する水道施設の被災状況の調査、把握、応急復旧等を行うことについて、甲乙が協力し、市民の安全・安心を確保するため迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（事前準備）

第2条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に次の各号に掲げる項目について整備を行い、必要に応じ甲に報告する。

- (1) 災害等発生時における連絡体制
- (2) 乙に所属する組合員等からの情報収集体制
- (3) 応急復旧に係る資機材及び技術者等についての実態把握

（緊急対応の要請）

第3条 甲は、災害等発生時において、水道施設の災害状況調査等のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、応援協力要請書（様式1）により要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭又は電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

（緊急対応の内容）

第4条 乙が行う緊急対応は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 現地調査の実施及び被災状況等の報告
- (2) 緊急対応に必要な建設機械、資材の確保及び提供
- (3) 甲の所管する水道施設の応急復旧工事
- (4) その他甲が必要と認める緊急対応

（緊急対応の報告）

第5条 乙は、甲から要請を受けて前条に掲げる内容について作業を行った場合は、速やかに甲に状況等を報告し、緊急対応終了後に被災箇所状況調査書（様式2）を甲に提出するものとする。

2 前項に掲げる被災箇所状況調査書の記載については、「水道工事標準仕様書（日本水道協会）」、「公道下給水装置工事施工基準（亀岡市上下水道部お客様サービス課）」、「土木工事共通仕様書（案）」、土木工事施工管理基準、土木請負工事必携（京都府発行）に基づき作成するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 この協定に基づく協力内容のうち、第4条第1号の現地調査及び被災状況報告については乙の負担とし、第4条第2号、第3号及び第4号の資材、機材、技術者等の出動に要した費用については甲の負担とする。
- 2 前項に規定する乙に支払う費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき甲乙協議して定めるものとする。

(第三者等に対する損害)

- 第7条 乙に所属する組合員が緊急対応に伴い第三者等に損害を与えた場合は、その責に帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償にあたる。

(災害の補償)

- 第8条 第4条に規定する緊急対応に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償について、甲はその責を負わない。

(共同訓練)

- 第9条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。

(協定書の期間及び更新)

- 第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。
- 2 有効期間が満了する30日前までに双方又はいずれか一方から更新をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

- 第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

- 第12条 この協定は、締結の日から施行する。なお、平成19年8月28日付けで甲及び乙が締結した「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 9月 1日

甲 亀岡市長 桂川孝裕

乙 亀岡市管工事業組合
組合長 黒川浩二

様式1 (第3条関係)

平成 年 月 日

亀岡市管工事業組合

組合長

様

亀岡市長

応援協力要請書

1 業務内容

2 応援を必要とする日時(期間)及び場所

(1) 日時(期間)

(2) 場所

3 対策工種

工種	概算数量	その他

4 その他

様式2 (第5条関係)

被災箇所状況調査書

平成 年 月 日 時現在
作成者：

河川・路線名	
場所	
施設の被災状況	

応急復旧の概要

平面図（位置図）	横断図（概略図）